

たくぼう

大宅 

人々と協働し 自分の未来を切り拓いていける生徒の育成
京都市立大宅中学校

5 / 7

第2号

新型コロナウィルス感染拡大防止に向けて

臨時休業の期間

5月31日（日）まで延長となります

※今後の状況等により、期間が変更されることもあります

学習保障に向けた取り組み

(1) 現在から5月17日（日）「家庭学習充実」期間

(2) 5月18日（月）から5月31日（日）「教育活動の再開に向けた準備」期間

期間中は、引き続き、不要不急の外出を控え、早寝早起き、家庭学習などに取組み、体調・健康管理をよろしくお願いします。

5月は憲法月間です



1947年5月3日、日本国憲法が施行されました。この5月3日を「憲法記念日」とし、5月1日から7日までを「憲法週間」、5月を「憲法月間」として、憲法について考える機会を持っています。日本国憲法については、3年生の社会科の公民的分野の授業で詳しく学習することになりますが、少なくとも、憲法記念日にちなんで、全校生徒の皆さんに知っておいてほしいことは、日本国憲法の三大原則（「国民主権」、「基本的人権の尊重」、「平和主義」）とともに、「一人一人のことを尊重し人権を認め合う豊かな社会の実現を目指す」ということがあります。日本国憲法13条に「個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉」があります。つまり「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で。最大の尊重を必要とする。」とされています。このことを、みんなの毎日の生活に置き換えてみます。「皆さんは、大宅中学校の一員であり、仲間です。誰もが楽しく学校生活が送れるように、お互いがお互いを大切に考え、思いやりを持って過ごしていくことを意識しましょう」ということになると思います。お互いのことを理解し、認めあい、「人を思いやる心を持つ」ということは、とても大切なことです。今、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に向けて、主に家庭での時間が多くなっていると思います。人を思いやる心を大切に、みんなが気持ちよく学習し、落ち着いて過ごせる楽しいクラス・学年、そして、過ごしやすい学校をイメージして登校への準備をお願いします。



がんばった人に
拍手をしよう

